

令和8年度

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2建設工事

特 別 仕 様 書
【第1回変更】

項 目	内 容										
第1章 総 則	矢作川総合第二期農地防災事業明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2建設工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。										
第2章 工事内容											
1. 目 的	本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、明治幹線水路明治本流(上流部)の耐震化対策工事を行うものである。										
2. 工事場所	愛知県豊田市上郷町及び和会町地内										
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 水路延長 L=71.503m 施工始点 測点 No. 64+43.159 施工終点 測点 No. 65+14.662 内訳 暗渠工 現場打ち2連ボックスカルバート 4.3m×3.4m L=71.503m 仮設工 1式										
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。										
第3章 施工条件											
1. 工程制限	1) 非かんがい期に通常管理と低水管理(広畔制水門沈砂池管理水位$ws=25.80m$)の通水切替えを施設管理者が行うため、水路内作業の作業期間は次のとおりとする。 ① 仮締切工仮締切ブロック設置、本線部鋼製角落し設置・側壁部鋼製角落し撤去の作業時期は、令和8年10月15日以降、低水管理(右岸)に通水切替え後、14日間程度を想定しており、作業完了後に低水管理(右岸)から通常管理(左岸)に通水切替えを行う。 ② 新設水路完成後、令和9年3月上旬に左岸通水から両岸通水への切替を行う。 なお、上記の工程制限に変更の必要が生じた場合は、別途協議する。										
2. 部分使用	新設水路については、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により部分使用する予定である。 なお、部分使用範囲及び部分使用期間については、別途協議する。										
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日等としては、雨天・休日等(非稼働日)を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休業日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。										
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書(土)第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。										
第4章 現場条件											
1. 土質	1) 本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。 2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。										
2. 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>施工予定時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事(仮称)</td><td>令和8年6月～ 令和12年3月</td></tr> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部) 合流工建設工事(仮称)</td><td>令和8年10月～ 令和11年3月</td></tr> <tr> <td>明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)</td><td>令和7年4月～ 令和10年5月</td></tr> <tr> <td>矢作川総合第二期地区 明治本流(下流部) 耐震化対策接続部その5-1工事(仮称)</td><td>令和8年6月～ 令和9年3月</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定時期	矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事(仮称)	令和8年6月～ 令和12年3月	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部) 合流工建設工事(仮称)	令和8年10月～ 令和11年3月	明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)	令和7年4月～ 令和10年5月	矢作川総合第二期地区 明治本流(下流部) 耐震化対策接続部その5-1工事(仮称)	令和8年6月～ 令和9年3月
工 事 名	施工予定時期										
矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事(仮称)	令和8年6月～ 令和12年3月										
矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部) 合流工建設工事(仮称)	令和8年10月～ 令和11年3月										
明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)	令和7年4月～ 令和10年5月										
矢作川総合第二期地区 明治本流(下流部) 耐震化対策接続部その5-1工事(仮称)	令和8年6月～ 令和9年3月										

項 目	内 容					
3. 第三者に対する措置						
(1) 騒音・振動対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、騒音、振動対策として、低騒音・低振動機械の使用、施工箇所に家屋が隣接している区間においては防音シートの設置を考えている。					
	2) 各種重機械による作業に際し、騒音規制法及び、振動規制法に抵触するおそれのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。 なお、計測方法、計測位置等については、監督職員と協議するものとする。					
(2) 濁水処理対策	3) 現場条件等を踏まえ具体的な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
	1) 本工事の施工においては、第5章8. 濁水処理対策2) の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水することがないように、善良な現場管理を行うものとする。 なお、既設水路の漏水など、清水の水替えについては適用しない。					
	2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。					
(3) 保安対策	1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。					
	2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする（いわゆる交通誘導員B）。 なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。					
	配置場所	配置期間	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の 有無
	市道永覚 広畔線 （明治橋下流 部、左岸側）	・仮設ヤード（明治橋下流部） 造成、撤去時 ・資材搬入時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時 ・コンクリート殻搬出時	1名/日	1名	昼間	無
	市道永覚 広畔2号線 （明治橋上流 部、左岸側）	・仮設ヤード（明治橋上流部） 造成、撤去時 ・資材搬入時 ・重機搬入時、搬出時	1名/日	1名	昼間	無
(4) 防塵・防音対策	防塵・防音対策については、周辺に対して十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、防塵・防音対策として、敷鉄板の敷設、防塵・防音シートの設置を考えているが、追加の防塵・防音対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
(5) 交通管理	市道永覚広畔線は、一部通行止め（No. 63+60.00～No. 65+60.00付近）にしている。 また、仮設歩道は過年度工事にて設置しており、歩行者の通行は確保している。 なお、工事期間中は仮設歩道の維持管理を行い、補修等の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。					
(6) その他	既設構造物、既設機器及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。					
4. 関係機関との調整	関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。					
5. 地下埋設物対策	市道永覚広畔線には愛知県上水道が埋設されているため、事前に調査を実施するとともに、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、仮廻し水路施工時の土工掘削にあたっては、愛知県上水道管近接範囲の法面部掘削は人力にて掘削を行うものとする。					
6. 中部電力高圧線対策	測点No. 64+10付近上には中部電力の高圧線が架線されているため、事前に位置を確認するとともに、十分注意し離隔を確保したうえで施工しなければならない。					

項 目	内 容						
7. 既設排水路	明治用水水路右岸側にある既設排水路（φ700）の排水管仮廻しについては、高密度ポリエチレン管により仮廻しを行い、最末端は排水路へ排水することとしており、常時はポンプ排水による排水を考慮している。 なお、ポンプ能力を超える流入があった場合は、自然排水により明治用水水路への排水を想定している。 また、排水方法に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。						
第5章 指定仮設							
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書（土）3-20-1に基づき、指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要になった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。						
2. 工事用進上路	工事用進上路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において、適切な維持管理を行なわなければならない。 なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。						
3. 工事用道路等	受注者は、設計図面に基づき、工事用道路及び工事用進上路を整備しなければならない。 なお、工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。						
4. 仮廻し水路	1) 設計図面に示すとおり、仮廻し水路を設置するものとする。 なお、仮廻し水量は、次のとおり想定している。 Qmax=4.4m³/s（10月～1月） Qmax=5.0m³/s（2月～3月） 2) 受注者は、仮廻し水路の施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施するものとする。						
5. 現場発生材受入地	現場発生材受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、現場発生材は次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>現場発生材</th></tr><tr><td>明治本流（上流部）耐震化対策工事内</td><td>豊田市和会町地内</td><td>鋼矢板 敷鉄板</td></tr></table>	名称	地先名	現場発生材	明治本流（上流部）耐震化対策工事内	豊田市和会町地内	鋼矢板 敷鉄板
名称	地先名	現場発生材					
明治本流（上流部）耐震化対策工事内	豊田市和会町地内	鋼矢板 敷鉄板					
6. 仮設ヤード	1) 仮設ヤードは、設計図面に基づき、発注者が確保する工事用地に整備するものとする。 2) 仮設ヤードの整備及び復旧にあたっては、第11章施工4.土工の留意点を踏まえるものとする。						
7. 水替工	1) 工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、排水ポンプ稼働実績を監督職員に報告するものとする。 なお、排水量は、次のとおり想定している。 Qmax=40.3m³/h 2) 第3章1.工程制限に示す通水切替え時及び施工時に既設水路内に溜まった水は、排水ポンプによる水替えを行うものとし、排水ポンプ稼働実績を監督職員に報告するものとする。 なお、仮締切工設置時の排水量は、次の通り想定している。 左岸：3,220m³、右岸：504m³						
8. 仮設土留工	1) 設計図面に示すとおり、仮設土留工を設置するものとし、油圧圧入工法により打設することを計画している。 なお、打設前には試験施工を行うものとし、打設方法について、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、仮設土留工の施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。 3) 工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施するとともに、周辺地盤等の変化に十分注意し鋼矢板の変位と隣接市道の路面の変状を計測し、定期的に監督職員に報告するものとする。異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協						

項 目	内 容																										
9. 濁水処理対策	議するものとする。 4) 地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。 1) 工事区域内に、濁水処理対策として、次の原水処理容量の沈殿槽を設け、水替工内の汚濁水を処理するものとする。 工事現場：20m³ 2) 水質基準 沈殿槽から排水路への放流に当たっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。 なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考慮しており、水素イオン指数（pH）に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>水質調査箇所</th><th>水質基準</th><th>頻度</th></tr><tr><td>沈殿槽の流入口</td><td>pH：5.8～8.6 濁度：30 度 (mg/l) 以下 電気伝導度：30ms/m 以下</td><td>排水放流日 午前・午後の 2 回</td></tr><tr><td>沈殿槽の放流口</td><td></td><td></td></tr></table> 3) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。	水質調査箇所	水質基準	頻度	沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30 度 (mg/l) 以下 電気伝導度：30ms/m 以下	排水放流日 午前・午後の 2 回	沈殿槽の放流口																			
水質調査箇所	水質基準	頻度																									
沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30 度 (mg/l) 以下 電気伝導度：30ms/m 以下	排水放流日 午前・午後の 2 回																									
沈殿槽の放流口																											
10. 仮締切工	1) 設計図面に示すとおり、仮締切工はコンクリートブロックと鋼製角落しゲートを設置するものとする。 2) コンクリートブロックは水膨張シール材を設置し、水密性を確保するものとする。 3) 現場条件により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																										
11. 農業用通信線	既設左岸水路周辺に設置されている農業用通信線について、移設する前に、移設計画を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。																										
第 6 章 工事用地等																											
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりであり、官民地及び借地で構成されている。																										
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項 1. 以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。																										
3. 工事用地等の使用及び返還	1) 前項 1. の土地の使用及び返還については、監督職員からの指示があるので、それに従い適正に使用及び返還するものとする。 2) 工事用地等は、仮設ヤードとして使用し、使用期間は工期末までとする。																										
4. 境界杭等	既存の境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																										
第 7 章 貸与設備等																											
1. 支給品	支給する材料は次のとおりである。 <table><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>鋼矢板Ⅲ型</td><td>L=9500</td><td>枚</td><td>2</td><td rowspan="5">仮設工</td></tr><tr><td>ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500</td><td>ALW直管、L=6000</td><td>本</td><td>20</td></tr><tr><td>ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500</td><td>K形乙切管、L=5060</td><td>本</td><td>1</td></tr><tr><td>ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500</td><td>K形甲切管、L=1695</td><td>本</td><td>1</td></tr><tr><td>ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500</td><td>K形直管（ALW加工）、 L=6000</td><td>本</td><td>1</td></tr></table>	品 名	規 格	単位	数量	備 考	鋼矢板Ⅲ型	L=9500	枚	2	仮設工	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	ALW直管、L=6000	本	20	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形乙切管、L=5060	本	1	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=1695	本	1	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形直管（ALW加工）、 L=6000	本	1
品 名	規 格	単位	数量	備 考																							
鋼矢板Ⅲ型	L=9500	枚	2	仮設工																							
ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	ALW直管、L=6000	本	20																								
ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形乙切管、L=5060	本	1																								
ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=1695	本	1																								
ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形直管（ALW加工）、 L=6000	本	1																								

項 目	内 容					
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=2062	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=2974	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=2845	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形甲切管、L=1447	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	ALW甲切管、L=3641	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	T形直管（ALW加工）、L=6000	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形乙切管、L=3009	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形曲管（5° 5/8）、L=1457	本	1		
	ダクタイル 鋳鉄管 φ 1500	K形継輪	個	2		
	2．貸与品	貸与する材料は次のとおりとし、貸与期間は工事の期間内とする。				
	品 名	規 格	単位	数量	備 考	
	角落しゲート	純径間4000×高3400 (扉体幅4140×高3400) ※寸法 上段 B4000×H1700 下段 B4000×H1700	門	1	仮設工	
	角落しゲート	純径間4000×高3400 (扉体幅4140×高3400) ※寸法 上段 B4000×H1000 下段 B4000×H2400	門	1		
	角落しゲート	純径間2890×高3700 (扉体幅3010×高3700) ※寸法 上段 B2890×H2000 下段 B2890×H1700	門	2		
	コンクリート ブロック	無筋	個	30		
	侵入防止 フェンス	H=1.8m	m	24		
3．引渡し場所及び格納基地	愛知県豊田市上郷町地内					
4．引渡し時期	監督職員と打合せの上、決定するものとする。					
第8章 工事現場発生材	工事現場発生材は共通仕様書（土）第1編1-1-23によるものとし、詳細は監督職員と打合せの上、決定するものとする。 なお、引渡しにあたっては監督職員が立会により工事現場発生材の確認を行うものとする。					
第9章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。					
第10章 工事用材料						
1．規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は、次のとおりとする。					

項 目	内 容								
			呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	最大骨材 寸法	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	
		無 筋 コンクリート	18	8 (参考※)	25又は 20	—	N・BB	均しコンクリート	
		鉄 筋 コンクリート	21	12 (参考※)	25又は 20	55以下	N・BB	一般構造物 (暗渠工、暫定 取付工)	
	※ 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランブは、積算上の参考値である。 施工条件等によりスランブを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランブの確認 を行い変更することができるものとし、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出 し承諾を受けるものとする。 また、スランブが12cmを超える場合は、試し練りを行い材料分離抵抗性について確認するもの とする。								
	2) 鋼 材 鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112 (SD295、SD345)								
	3) 鋼矢板 本工事（仮設は除く）において使用する鋼矢板は、原則としてSYW295若しくは、SYW390を用い るものとする。 近接施工用土留鋼材 JIS A 5523 鋼矢板Ⅲ型 JIS A 5523								
	4) 止水板								
							規格		使用目的
							スパンシーल्ブチルゴム系、6mm×100mm【相当品】		暗渠工コンクリート 打継目
							伸び・沈下量20mm以上、耐圧0.10Mpa以上		バレル間
注）止水板には油性ペイントを塗布しないこと。									
5) 目地材 目地板（ゴム発泡体）20mm									
6) 石材 再生砕石 RC-40 JIS A 5001									
7) 型枠材 掘削幅縮小用存置型枠 t=15mm, H=4150mm									
2. 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出し て、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。								
		材 料		提 出 物					
		土、砂利、砕石類		試験成績書					
		生コンクリート		配合報告書、試験成績書					
		鋼材		ミルシート、試験成績書					
		管類、目地材、止水板		カタログ、試験成績書					
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督 職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求が あった場合は、これに応じなければならない。								
		材 料 名		検 査 ・ 試 験 項 目		備 考			
		生コンクリート		スランブ、空気量、圧縮試験、 塩化物含有量		現場搬入時及びプラント			
第11章 施 工									
1. 一般事項									
(1) 基準点及び水準									
1) 本工事の基準点は、設計図面に示す基Ⅱ-5、基Ⅲ-26を使用しなければならない。									

項 目	内 容																														
点	2) 本工事の水準点は、設計図書に示すKBM. 16 (EL=28.664m)、KBM. 17 (EL=28.886m) を使用しなければならない。 3) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。 4) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。																														
(2) 検測又は確認(施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、次に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 なお、施工段階確認の実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 2) 次に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																														
	<table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認 対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">掘削</td><td>床付け状況、 基準高さ</td><td>初期床付け完了段階</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>地盤地耐力</td><td>試験時</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>暗渠工(現場打ちボックスカルバート)</td><td>幅、厚さ、高さ、延長</td><td>1 スパン目施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更ごとに1箇所</td><td>○</td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了段階	○		地盤地耐力	試験時	○		暗渠工(現場打ちボックスカルバート)	幅、厚さ、高さ、延長	1 スパン目施工段階で1箇所	○		鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更ごとに1箇所	○							
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考																											
掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了段階	○																												
	地盤地耐力	試験時	○																												
暗渠工(現場打ちボックスカルバート)	幅、厚さ、高さ、延長	1 スパン目施工段階で1箇所	○																												
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更ごとに1箇所	○																												
(3) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																														
2. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート塊(無筋)</td><td>合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス</td><td>愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>コンクリート塊(有筋)</td><td>合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス</td><td>愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト塊</td><td>近藤商事土木 (株)豊田北部処理プラント</td><td>愛知県豊田市猿投町樋泉86-2</td><td>8:00～ 16:45</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>汚泥※</td><td>(株)ムラアーカム</td><td>愛知県海部郡飛島村新政成11-20他</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場</td><td>愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート塊(無筋)	合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス	愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	コンクリート塊(有筋)	合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス	愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	アスファルト塊	近藤商事土木 (株)豊田北部処理プラント	愛知県豊田市猿投町樋泉86-2	8:00～ 16:45	再資源化施設業者	汚泥※	(株)ムラアーカム	愛知県海部郡飛島村新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック類	岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																											
コンクリート塊(無筋)	合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス	愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
コンクリート塊(有筋)	合歓木リサイクルセンター (株)日環サービス	愛知県岡崎市合歓木町字郷東8、231-1、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
アスファルト塊	近藤商事土木 (株)豊田北部処理プラント	愛知県豊田市猿投町樋泉86-2	8:00～ 16:45	再資源化施設業者																											
汚泥※	(株)ムラアーカム	愛知県海部郡飛島村新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設業者																											
廃プラスチック類	岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
	※ 舗装及びコンクリート切断作業に伴い発生する排水は、汚泥として取扱うこと。																														
3. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																														

項 目	内 容			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	注) ■が該当部分である。			
4. 土工 (1) 掘削	1) 掘削 ① 掘削土及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するものとし、それ以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員と協議しなければならない。			
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し材料及び盛土材料 埋戻し及び盛土は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐食及び草木等を含む表土を流用してはならない。 2) コンクリート構造物周辺の埋戻し ① コンクリート構造物周辺は、構造物の外端より50cmまでは、良質土にて左右均等に一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ② 構造物外端50cmより外側は、良質土にて一層の仕上がり厚さを30cm程度になるようにまき出し、振動ローラ（ハンドガイド式0.8～1.1t級、コンバインド型3.0～4.0t級等）等現場条件に適した機械により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 3) 仮廻し水路基礎 ① 管水路基礎構造物周辺、管側部については、人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ② 管水路管底部については、振動ローラ（ハンドガイド式0.8～1.1t級、コンバインド型3.0～4.0t級等）等現場条件に適した機械により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 4) 左岸側工事用道路部掘削幅縮小用存置型枠工と鋼矢板間の埋戻し 左岸側工事用道路部掘削幅縮小用存置型枠工と鋼矢板間の埋戻しについては、現地発生土（砂質土）の投入、自然圧密での埋戻しを想定している。 なお、現地発生土の性状により圧密が期待できない場合は監督職員と協議するものとする。			
5. 既設構造物取壊し	1) 既設水路の取壊しについては、存置する既設構造物に損傷を与えないよう底版部はコンクリートカッター工法、側壁部はワイヤーソーイング工法による縁切りを行った後、圧砕機にて既設水路を取壊し、取壊し殻はバックホウにて水路外に搬出するものとする。 なお、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 右岸側旧水路の取壊しにあたっては、油圧圧砕機（0.2m³BH）にて施工し、張りコンクリートの取壊しにあたっては、バックホウにより施工することを想定している。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 3) コンクリート及びアスファルト切断作業に伴い発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 なお、施工実績を踏まえ、監督職員と協議するものとする。			
6. 現場打ち暗渠工	1) 基礎工			

項 目	内 容						
	暗渠工の基礎は、直接基礎としており、床掘終了後、監督職員立会のもとで平板載荷試験により基礎地盤の必要地耐力（下表）を確認するものとする。詳細な試験位置は監督職員の指示によるものとし、必要地耐力に満たない場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><td>工 種</td><td>位 置</td><td>必要地耐力</td></tr><tr><td>暗渠工</td><td>新設水路中央部</td><td>69.0kN/m²</td></tr></table>	工 種	位 置	必要地耐力	暗渠工	新設水路中央部	69.0kN/m ²
工 種	位 置	必要地耐力					
暗渠工	新設水路中央部	69.0kN/m ²					
7. 復旧工 (1) 既設構造物撤去及び復旧	1) 既設構造物の撤去に際し、本工事にて復旧工事を行わない施設については、工事完了時の保管場所を別途指示するものとする。 2) 既設構造物等の撤去及び復旧について、現地と相違があった場合は、監督職員と協議するものとする。						
第12章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書（土）第1編1-1-12に規定する（1）又は（3）の資格を有するものでなければならない。						
2. 施工管理 (1) 一般事項	受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。						
(2) 構造物品質確認調査	本工事で施工する暗渠工については、土木構造物の品質を確保するためにひび割れ発生状況調査を次のとおり行い、監督職員に報告しなければならない。 1) 暗渠工完了後、発生したひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は調査後、速やかに監督職員に報告するとともに、完成検査時にも提出しなければならない。						
3. 工事写真における 黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次項の1) から4) によりこれを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ① 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、上記1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記3) の①に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、上記3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL「https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php」のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行うものとする。						

項 目	内 容
4. 工事現場等における遠隔確認について	認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teamsである。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。
第13章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質 2) 矢板圧入時の転石等の出現 3) 湧水及び排水量 4) 既設構造物（設計図面との大幅な差異等） 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）・工作物等の出現 6) 現場周辺住民からの苦情 7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの
第14章 公共事業関係調査に対する協力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。
第15章 その他 1. 契約後VE提案	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ① 受注者は、2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（土）様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前

項 目	内 容
	までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（土）様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 上記4）の⑤の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記4）の⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
2. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。
4. 主任技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式14により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている358日間よりも短い期間を工期とし

項 目	内 容															
	て設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年6月30日（工事完了期限日）まで															
6. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。															
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1）工事円滑化会議 ①工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 ②工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3）対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催を決定する。 4）建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、発注者が別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 5）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。															
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><td>資 材 名</td><td>規 格</td><td>調達地域等</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>t=22mm</td><td>知多市</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>Ⅲ型、Ⅳ型</td><td>知多市</td></tr><tr><td>覆工板</td><td>t=200, 1000×2000</td><td>知多市</td></tr><tr><td>H型鋼</td><td>H-300, H-400</td><td>知多市</td></tr></table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市	鋼矢板	Ⅲ型、Ⅳ型	知多市	覆工板	t=200, 1000×2000	知多市	H型鋼	H-300, H-400	知多市
資 材 名	規 格	調達地域等														
敷鉄板	t=22mm	知多市														
鋼矢板	Ⅲ型、Ⅳ型	知多市														
覆工板	t=200, 1000×2000	知多市														
H型鋼	H-300, H-400	知多市														

項 目	内 容
9. 技術提案の履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。
10. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、別紙2に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
11. 快適トイレの試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 ① 快適トイレに求める機能 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする） ② 付属品として備えるもの

項 目	内 容									
12. 現場環境改善費	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗い器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 ③ 推奨する仕様、付属品 シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「①快適トイレに求める機能」ア～カ及び「②付属品として備えるもの」及び「③推奨する仕様、付属品」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>57,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量（削除）は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、（削除）積算上限額を越える費用については、<u>現場環境改善費（率）</u>を想定しており、別途計上は行わない。 3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。									
	1）現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し、合計<u>４つ</u>の内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2）次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 (削除) <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備 関係</td><td> (削除) (削除) (削除) (削除) ①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 (削除) ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等 </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現场景観向上（美装化・デザイン看板等） (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) </td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備 関係	(削除) (削除) (削除) (削除) ①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 (削除) ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等	地域連携
計上項目	実施する内容（率計上分）									
仮設備 関係	(削除) (削除) (削除) (削除) ①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減									
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 (削除) ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等									
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等									
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現场景観向上（美装化・デザイン看板等） (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)									

項 目	内 容	
13. 週休 2 日による施工		(削除) (削除) (削除)
	3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。	
	4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	
	1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。	
	2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とし、対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。	
	① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分とし 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。	
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。	
	③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	
	3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。	
	① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	
	② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。	
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。	
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。	
⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。		
4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。		
5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。		
① 補正係数		
	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05
②補正方法		
当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休		

項 目	内 容																		
	2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>週単位</th><th>月単位</th></tr><tr><td>構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵（ガードレール）設置工</td><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02	防護柵（ガードレール）設置工	撤去	1.02	1.02
名称	区分			補正係数															
		週単位	月単位																
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																
防護柵（ガードレール）設置工	撤去	1.02	1.02																
14. 週休2日制の促進	本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。																		
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2）受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。																		
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2）用語の具体的な内容は次のとおりである。 ① 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算して設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数：1.2																		
17. 1日未満で完了する作業の積算	1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積																		

項 目	内 容
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙3に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
19. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月ごとの被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 ○事業（務）所長用 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。
20. 情報化施工技術の活用について	(1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、（※1）土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。 (2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。 (3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 (4) 貸与資料 基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた

項 目	内 容									
第16章 定めなき事項	資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。									
	<table><tr><td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）上郷工区仮設計画ほか検討業務 報告書</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table>		貸与資料	備考	1	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）上郷工区仮設計画ほか検討業務 報告書		2	図面のCAD データ	
		貸与資料	備考							
	1	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）上郷工区仮設計画ほか検討業務 報告書								
	2	図面のCAD データ								
	(5) 確認及び検査									
	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。									
	(6) 電子納品									
	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。									
	(7) 情報化施工技術の活用に要する費用									
1) 情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。										
2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。										
この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。										

(別記様式14)

工 期 通 知 書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官
東海農政局長
秋葉 一彦 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2工事
工事場所	愛知県豊田市上郷町及び和会町 地内
契約予定年月日	令和8年5月29日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (○○○日間) 令和9年6月30日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				

別紙1

令和8年度

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2 建設工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

東海農政局
矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 土工	仮廻し水路施工時			
床掘		式	1	
床掘	人力	式	1	
埋戻し	構造物周辺	式	1	
埋戻し	B<1.0m	式	1	
埋戻し	1.0m≦B<2.5m	式	1	
埋戻し	2.5m≦B<4.0m	式	1	
埋戻し	4.0m≦B	式	1	
埋戻し	人力埋戻し、管頂30cmまで	式	1	
埋戻し	振動ローラ、管頂30cm～60cm	式	1	
管基礎	管水路基礎管底部 ※RC-40	式	1	
管基礎	管水路基礎（構造物周辺） ※RC-40	式	1	
管基礎	管水路基礎管側部 ※RC-40	式	1	
法面荒仕上げ		式	1	
基面整正	管水路	m ²	340.000	
(2) 土工	本体施工時			
床掘		式	1	
床掘	障害あり	式	1	
埋戻し	構造物周辺	式	1	
埋戻し	1.0m≦B<2.5m	式	1	
埋戻し	2.5m≦B<4.0m	式	1	
埋戻し	4.0m≦B ※RC-40	式	1	
埋戻し	現場発生土	式	1	
埋戻し	人力埋戻し、管頂30cmまで	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
埋戻し	振動ローラ、管頂30cm～60cm	式	1	
管基礎	管水路基礎管底部 ※RC-40	式	1	
管基礎	管水路基礎（構造物周辺） ※RC-40	式	1	
法面荒仕上げ		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工（既設水路）				
旧既設水路撤去工（有筋）左岸		m3	84.000	
旧既設水路撤去工（有筋）右岸		m3	84.000	
既設水路撤去工（有筋）		m3	529.000	
既設水路撤去工（無筋）		m3	73.000	
コンクリート切断	コンクリートカッター底板 t=450	m	11.400	
コンクリート切断	側壁ワイヤーソーイング	m ²	4.800	
コアドリリング（中壁ワイヤーソーイング用）	φ 50、t=200	本	2.000	
コアドリリング（側壁ワイヤーソーイング用）	φ 50、t=350	本	4.000	
コアドリリング	φ 150、H=450	本	24.000	
コアドリリング	φ 150、H=650	本	24.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋	m3	698.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋	m3	73.000	
産業廃棄物処理費	汚泥	m3	0.700	
(2) 構造物取壊し工（その他）				
ガードレール撤去	Gr-C-4E, 再利用	m	84.000	
ネットフェンス撤去	H=1.8m, 再利用	m	174.000	
舗装版切断	As, t=5cm	m	176.000	
舗装版破砕	As, t=5cm	m ²	953.000	
舗装版破砕	無筋Co, t=10cm	m ²	117.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
排水管撤去	RC φ 700, 再利用	m	77.600	
仮設管撤去	φ 600高密度ポリエチレン管, 再利用	m	14.300	
排水管仮廻し撤去	高密度ポリエチレン管 (シングル) φ 200	m	94.900	
産業廃棄物処理運搬費	As舗装	m ³	48.000	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費) 無筋	張コンクリート	m ³	12.000	
産業廃棄物処理費	汚泥	m ³	1.300	
産業廃棄物処理費	廃プラスチック類	m ³	0.900	
3. 暗渠工				
(1)暗渠工				
基面整正		m ²	717.000	
均しコンクリート	18-8-25	m ³	36.000	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	鉄筋, 21-12-25, W/C=55% 以下	m ³	796.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
掘削幅縮小用存置型枠	t=15mm	m ²	294.000	
鉄筋	SD295, D13	ton	23.480	
鉄筋	SD295, D16	ton	15.610	
鉄筋	SD345, D22	ton	41.590	
足場	手摺先行型枠組	式	1	
支保	パイプサポート支保	式	1	
伸縮目地		箇所	2.000	
収縮目地		箇所	3.000	
止水板	伸び・沈下量20mm以上, 耐圧0.1MPa以上	m	180.600	
止水板	スパンシー ル プチルゴム系, 6×100mm 【相当品】	m	215.100	
ウィープホール	KM式 (φ 50*400mm) 【相当品】 @3.0m	個	48.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
サイドドレーン	立体網状体等（面状）30×300mm全透水型【相当品】	m	144.000	
4. 暫定取付工				
（1）暫定取付工				
基面整正		m ²	52.000	
均しコンクリート	18-8-25	m ³	2.600	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	鉄筋, 21-12-25, W/C=55%以下	m ³	40.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295, D13	ton	1.176	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.518	
鉄筋	SD345, D19	ton	0.896	
鉄筋	SD345, D22	ton	1.018	
伸縮目地	ゴム発泡体, t=20mm	m ²	28.000	
シーリング	ポリウレタン系シーリング、2成分形、20×20	m	77.300	
足場	手摺先行型枠組	式	1	
5. 復旧工				
（1）復旧工				
排水管復旧	RC φ 700	m	77.600	
6. 仮設工				
（1）仮設道路工				
敷鉄板設置・撤去	仮設道路	m ²	466.000	
敷鉄板設置・撤去	工事用道路	m ²	630.000	
敷鉄板設置・撤去	工事用進入路・上水保護	m ²	445.000	
水路内進入坂路設置・撤去	上流部, 既設取壊し用, 大型土嚢	袋	122.000	
水路内進入坂路設置・撤去	下流部, 既設取壊し用（1回目）, 大型土嚢	袋	122.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水路内進入坂路設置・撤去	下流部，既設取壊し用（2回目），大型土嚢	袋	122.000	
土木PPシート設置・撤去	仮設ヤード（上流）	m ²	555.000	
産業廃棄物処理費	廃プラスチック類	m ³	0.200	
（2）仮設土留工				
油圧式杭圧入機据付・解体	左岸側（Ⅲ型 L=8.5m, IV型 L=12.0m）油圧圧入・引抜	式	1.000	
油圧式杭圧入機据付・解体	右岸側（IV型 L=12.0m）油圧圧入・引抜	式	1.000	
油圧式杭圧入機据付・解体	右岸側（近接施工用土留鋼材, L=8.5m）油圧圧入	式	1.000	
鋼矢板圧入・引抜	左岸側、Ⅲ型 L=8.5m	枚	151.000	
鋼矢板圧入・引抜	左岸側、IV型 L=12.0m	枚	93.000	
鋼矢板圧入・引抜	右岸側、IV型 L=12.0m	枚	82.000	
鋼矢板打設（存置）	近接施工用土留鋼材 L=8.5m	枚	88.000	
ゼロクランプクレーンの設置・撤去および組立・解体		式	1.000	
搬送用レール設置・撤去		m	42.800	
自走装置の取付・取外	近接施工用土留工法	回	1.000	
ゼロパイラー自走	近接施工用土留工法	枚	88.000	
切梁・腹起し	H-400	ton	44.680	
（3）仮締切工				
角落しゲート（タイプ1）設置・撤去	4.0m×3.4m	回	1.000	
角落しゲート（タイプ2）設置・撤去	4.0m×3.4m	回	2.000	
角落しゲート撤去	2.89m×3.7m，仮廻し水路端部（上流側）	回	1.000	
角落しゲート設置・撤去	2.89m×3.7m，仮締工1設置・撤去時	回	1.000	
角落しゲート設置・撤去	2.89m×3.7m，仮締工2設置・撤去時	回	1.000	
仮締切工1設置	本体施工時	回	1.000	
仮締切工1撤去	本体施工時	回	1.000	
仮締切工2設置	本体施工時	回	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮締切工 2 撤去	本体施工時	回	1.000	
排水工	左岸側角落し（タイプ2） 設置時（1回目）	式	1.000	
排水工	左岸側角落し（タイプ2） 設置時（2回目）	式	1.000	
排水工	右岸側仮締切ブロック設 置時	式	1.000	
（4）仮廻し取付工（下流）閉塞工撤去				
油圧式杭圧入機据付・解体	仮廻し取付工（Ⅲ型 L=10.5m）引抜	式	1.000	
鋼矢板引抜	Ⅲ型 L=10.5m	枚	9.000	
流動化処理土撤去	1N/mm ³	m ³	7.900	
閉塞用鉄板撤去	3070×1210, t=4.5	枚	1.000	
閉塞用鉄板撤去	3070×1000, t=4.5	枚	2.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）無筋	流動化処理土	m ³	7.900	
（5）仮廻し水路工				
仮廻し水路敷設工	DCIP φ1500	m	155.000	
支給品		式	1.000	
ダクタイル鉄管	ALW直管, L=6000 支給品,,	本	20.000	
ダクタイル鉄管	K形乙切管, L=5060 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形甲切管, L=1695 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形直管（ALW加 工）, L=6000 支給品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形甲切管, L=2062 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形甲切管, L=2974 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形甲切管, L=2845 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形甲切管, L=1447 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	ALW甲切管, L=3641 支給 品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	T形直管（ALW加 工）, L=6000 支給品,,	本	1.000	
ダクタイル鉄管	K形乙切管, L=3009 支給 品,,	本	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ダクタイル鋳鉄管	K形曲管 (5° 5/8) , L=1457 支給品,,	本	1.000	
継輪	K形継輪 支給品,,	個	2.000	
(6)仮廻し水路端部工 (上流側)				
油圧式杭圧入機据付・解体	左岸側、油圧圧入	式	1.000	
鋼矢板圧入	Ⅲ型 L=10.5m (存置)	枚	5.000	
鋼矢板圧入	Ⅲ型 L=9.5m (存置)	枚	31.000	
鋼矢板圧入	Ⅲ型 L=9.5m (存置) ※支給品	枚	2.000	
支給品		式	1.000	
鋼矢板Ⅲ型 支給品	L=9500 支給品,,	枚	2.000	
端部処理工	無筋コンクリート、18-8-25	m3	1.100	
型枠	端部処理工	式	1	
水膨潤シール材設置		m	7.700	
松矢板撤去	t=3cm, L=3.6m, H=15cm	枚	48.000	
底版コンクリート	無筋、t=15cm、18-8-25	m3	2.900	
張コンクリート	無筋、t=10cm、18-8-25	m3	1.100	
型枠	張コンクリート	式	1	
鉄筋金網	D13@250×250	ton	0.080	
(7)仮廻し水路端部工 (下流側)				
油圧式杭圧入機据付・解体	左岸側、油圧圧入	式	1.000	
鋼矢板圧入	Ⅲ型 L=9.5m (存置)	枚	41.000	
鋼矢板圧入	Ⅲ型 L=10.5m (存置)	枚	2.000	
端部処理工	無筋コンクリート、18-8-25	m3	1.100	
型枠	端部処理工	式	1	
水膨潤シール材設置		m	7.700	
底版コンクリート	無筋、t=15cm、18-8-25	m3	3.800	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
張コンクリート	無筋、t=10cm、18-8-25	m ³	1.000	
型枠	張コンクリート	式	1	
鉄筋金網	D13@250×250	ton	0.070	
覆工板設置・撤去	t=200, 1000×2000	m ²	40.000	
(8)仮排水工				
濁水処理設備	20m ³ 級ノッチタンク	基	1.000	
排水管仮廻し	高密度ポリエチレン管 (シングル) φ200	m	94.900	
水中ポンプ	φ200	台	2.000	
水中ポンプ	φ100	台	1.000	
仮設排水路	高密度ポリエチレン管 φ 600	m	1.920	
コアドリリング	φ50, t=290	本	2.000	
コアドリリング	φ50, t=320	本	2.000	
コンクリート切断	ワイヤーソーイング	m ²	1.200	
無収縮モルタル充填		m ³	0.200	
型枠	無収縮モルタル	式	1	
(9)電力設備工				
受電設備		式	1.000	
配電設備		式	1.000	
(10)安全費				
交通誘導警備員		人	176.000	
官貸額(直工)				
1. 官貸品				
(1)官貸額				
角落しゲート		式	1.000	
角落しゲート	B=2890, H=3700 官貸品,,	門	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
角落しゲート	B=4000, H=3400 (タイプ 1) 官貸品,,	門	1.000	
角落しゲート	B=4000, H=3400 (タイプ 2) 官貸品,,	門	1.000	
2. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設 (積上げ)				
事業損失防止施設費				
防音シート設置撤去工	H=1.6m	m	63.000	
防音シート設置撤去工	H=2.6m	m	8.300	
防塵シート設置撤去工	H=3.6m	m	28.000	
侵入防止フェンス設置撤去工	H=1.8m	m	24.000	
(2)運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板 30.0km以下	ton	283.900	
仮設材輸送	敷鉄板以外、30.0km以下	ton	308.390	
仮設材輸送	ダクタイル 鑄鉄管, 官貸品 引渡し場～現場, 10km未満	ton	97.930	
(3)役務費				
共通仮設 (積上げ)				
役務費				
電力基本料金		月	6.000	
(4)技術管理費				
共通仮設 (積上げ)				
技術管理費				
平板載荷試験	50kN以内 準備費含む	回	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 電気通信設備工				
（1）農業用通信設備工				
通信線設置		式	1	
通信線保護管設置		式	1	
通信線撤去		式	1	
通信線接続		式	1	
対向試験		式	1	